

令和8年度「学校いじめ防止基本方針」

大阪市長高津小学校

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、「互いに認め合い、高め合うことができる児童の育成～あたたかい人間関係を基盤にして、児童相互をつないでいくことをめざす～」ために「高津小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組む。

日常の指導においては、未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- いじめを「しない・させない・見過ごさない」という学校・学年・学級文化の醸成
- いじめの芽を的確につかみ、早期発見に向けた計画的な取り組みの推進
- いじめの早期解決に向けた、校内外での組織的な取り組みの推進

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こり得る、どの児童も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業の充実を通して、規律ある確かな学びを継続させる

- ① すべての児童が安心安全に学校生活を送り、規律正しい態度で主体的に授業や行事に参加し、「充実した学校生活」の実現に向け、指導計画・指導方法・学習資料・評価振り返りの充実を図る。
- ② 児童相互の意見交流を進める「交流活動」を充実させ、互いに認め合い、高め合うことができる児童の育成を推進する。
- ③ 学習規律の確立や配慮を要する児童への支援の充実を図る。

(2) 自己有用感を高めるために

- ① たてわり活動・クラブ活動などの異年齢集団活動や学級・学年で活動を通して、友だちや教職員と関わり、人とのつながりを感じることでできる集団づくりを進める。
- ② 一人一人が活躍することができる活動を充実させるための取り組みを学級・学年や学校行事・児童会活動で進める。
- ③ 「学校生活アンケート(本校実施)」等を活用し、児童のいいところや頑張りの芽を共有する。

(3) いじめを「しない・させない」雰囲気の醸成

- ① 道徳教育や学級指導において「生命尊重」「自他の敬愛」「信頼友情」「思いやり親切」「規則の尊重」等についての指導を計画的に推進する。
- ② 「傍観者」もいじめに加担していることを認識させるなどの指導を重ね、いじめを「しない・させない・見過ごさない」という学級・学年・学校風土を醸成する。
- ③ たてわり活動・クラブ活動などの異年齢集団活動や学校行事等、学級・学年・学校での取り組みを通じて、児童各々の「居場所づくり」「絆づくり」を構築する。
- ④ 全市一斉「いじめについて考える日」の取組を進める。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 「どうしたの」「困ったことはなんでも話しましょう」という教職員からのサインの発信を日常的に継続し、児童理解を進める。
- ② 児童の見せる小さなサインを察知し、低中高学年部会・職員会議(気になる児童の交流)・児童理解研修会において情報の共有化をすすめ、複眼的な児童理解をまずは徹底する。また、今後の対応について協議し、被害児童を守りながら、加害児童への指導を組織的に推進する。
- ③ 学期ごとの「いじめアンケート」を活用し、児童の実態把握を徹底する。
- ④ スクールカウンセラーによる児童相談の周知をすすめ、相談窓口の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカーとの連携を密にし、その活用が十分実施できるように体制を整える。
- ⑤ 「24時間子ども SOS ダイアル(0120-078-310)」やラインによる相談、「子どもの人権 SOS ミニレター」等の相談窓口を児童・保護者に周知し、児童が一人で悩んだり、抱え込んだりしないようにする。
- ⑥ 保護者や地域関係者との連携を継続し、いじめに関わる情報の収集に努める。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。正確な事実の確認を行い、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめと思われる事案について、学年が中心になって迅速、正確、丁寧に事実を確認し、生活指導部長、管理職に報告する。
- ② 学年、生活指導部長、管理職を中心に、情報の共有を図り、対応を協議する。

- ③ 被害児童の保護、加害児童への指導を組織的に行う。
- ④ 管理職より教育委員会へ報告し、連携を密にし、指導を受けながら対応を進める。
- ⑤ 児童の行為が犯罪行為として取り扱うべきと認められるとき（暴行・傷害・強要・恐喝・強制わいせつ・窃盗・器物破損など）は、警察に相談し、警察と連携して対応する。
- ⑥ 確認した事実を加害児童・被害児童保護者に伝え、早期解決に向け、話し合う機会を設定する。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織と年間の計画

- ① 「低中高学年部会」…学級担任、専科習熟担当、なかよし学級担任にて適時開催し、児童実態について話し合い、学年児童について実態交流を図る。
- ② 「職員会議」…月1回の職員会議で気になる児童についての情報交流を行い、日常的な児童の実態や支援について協議し、共有を進める。
- ③ 「いじめ対策委員会」…いじめ事案が発生した際に「いじめ対策委員会」を迅速に開催（管理職・生活指導部長・関係学年に係る職員が出席）し、事実確認や指導の方向性を協議し役割を分担する。
- ④ 「臨時職員会」…いじめ事案が発生した際、全職員が出席し、事象についての情報と対応を共有化し組織的な対応を一層推進させる。

(2) 年間計画

- ① 調査等
 - 低中高学年部会 … 毎週開催
 - 職員会議 … 毎月開催
 - いじめアンケート調査 … 每学期実施
 - 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査（適宜）
- ② 研修会
 - 生活指導研修会(4月)
 - 児童理解研修会(5月・3月)
 - 人権教育実践研修会(2月)

(3) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 「学校安心ルール」「学校いじめ防止基本方針」を保護者地域に示し、理解と協力を推進する。
- ② PTA役員、実行委員からの情報の提供を依頼し、情報の収集に努める。
- ③ 学校協議会や地域主任児童委員や青少年指導委員との連携を進める。

(4) 取組内容の検証

- ① 「令和7年度運営に関する計画」への位置づけと検証
 - 【安全・安心な教育の推進】
 - 小学校学力経年調査における「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」に対して最も肯定的な「思う」と回答する児童の割合を80%以上にする。

- 取組内容①：児童理解にもとづく学級・学年づくりをすすめるとともに、校内生活指導体制・問題対応体制を整え、「いじめ」を許さない学校をつくる。
 <指標> 児童アンケート「学校が楽しい」について、肯定的回答率 90%以上にする。
- 取組内容②：一人一人のよさを認めるとともに、活動の中で互いのよさに気付かせることによって、思いやりのある、尊重しあえる集団づくりをすすめる。
 <指標> 児童アンケート「友だちの気持ちを考えて、話をしたり行動したりするようになっている」についての肯定的回答率 90%以上を維持する。
- ② いじめアンケート調査(毎学期実施)結果の活用
 - 結果をもとにした啓発を行う。
- ③ 保護者（懇談会やPTA 役員会、実行委員会）・学校協議会などでの意見聴取

7. 重大事案への対処

<基本姿勢>

第28条の内容をふまえ、教育委員会との連携を密にし、以下の対処を行う

(1) 調査

- ① 以下の場合(重大事態)は、その事態に対処し、同種の事態の発生を防止するため、速やかにいじめ対策委員会を開き、事実関係を明確するための調査を行う。(質問票の使用等)
 - いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 (児童が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合 等)
 - いじめにより、児童が相当の期間(約30日)、又は、一定期間連続して欠席しているような場合
 - 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合
- ② 調査結果は速やかに教育委員会へ報告すると共に、指導を受けた上でいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、事実関係等の調査結果を適切に提供する。
- ③ いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とする。
- ④ 入院や死亡など、いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合、在籍児童や教職員への質問紙調査や聞き取り調査を行う。

(2) 児童への指導

- ① いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ② いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ③ 「傍観者」もいじめに加担していることを認識させ、いじめを「しない・させない・見過ごさない」という学校・学年・学級文化の強化を図る。
- ④ 自殺・死亡等の場合は、再発を防止するための原因究明を急ぐ。その際、遺族・在校生への説明・配慮を丁寧に行う。

(3) 継続的な対処

- ① 明らかになった原因をもとに、いじめの未然防止に向けた取り組みを行う。その際、プライバシーや風評被害については、慎重に対応する。
- ② 出席停止措置の活用・就学校の指定の変更・区域外就学等が必要な場合は、教育委員会との協議を綿密に行い実施する。

